



高松高裁総第697号

令和3年11月1日

山中理司様

高松高等裁判所長官 秋吉仁美



司法行政文書開示通知書

10月4日付け（同月6日受付，高松高裁総第647号）で申出がありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

高松高等裁判所広報事務取扱要領（片面で6枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には，公にすることにより広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており，この情報は，行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから，この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

（担当）総務課 電話087（851）1561

平成28年10月28日

高松高等裁判所

## 高松高等裁判所広報事務取扱要領

### 第1 目的

広報担当者の役割及び機能並びに報道機関等（司法記者クラブ（県外の司法記者クラブを含む。以下、単に「司法記者クラブ」という。）の加盟社、同クラブに非加盟の新聞社及びテレビ局、雑誌社、政党機関紙、フリーランス、外国のマスメディア等）に対する対応方法及びその留意点を定め、高松高等裁判所における広報事務の態勢を確立するとともに、報道機関等との適正かつ円滑な連絡及び調整を図ることにより、正確かつ公正・中立な報道を確保する。

### 第2 広報担当者等の設置

- 1 報道機関等との窓口を一本化するため、事務局長の委任を受けた広報担当者及び広報副担当者（以下「広報担当者等」という。）を置く。
- 2 広報担当者は総務課長とし、報道機関等からの取材、照会、要望等の申入れ（以下「取材等」という。）について、報道機関等との連絡及び調整の事務を担当する。
- 3 広報副担当者は総務課課長補佐及び同課広報係長とし、広報担当者の事務を補佐する。

### 第3 報道機関等からの取材等に対する対応

- 1 対応者
  - (1) 報道機関等からの取材等に対しては、広報担当者等が対応する。
  - (2) 広報担当者等以外の職員は、特別に事務局長の委任を受けた場合を除き、取材等に対応しない。
- 2 対応方法

(1) 裁判報道に関する事項

広報担当者等は、裁判部と連携しながら取材等に対応する。対応基準については、総務課と裁判部との間で別途に申し合わせる。

(2) 裁判報道以外に関する事項

ア 特定のテーマについての取材等

広報担当者等は、報道機関等から特定のテーマ [REDACTED] [REDACTED] に関して取材等があった場合、報道機関等の種別、取材等の趣旨及び意図、取材等の利用方法等を確認した上で、現在及び将来の事件処理に影響を与えることのないよう留意するとともに、具体的な事件の内容に触れることのない範囲で回答する。

イ 裁判統計資料についての取材に関する対応

広報担当者等は、報道機関等からの取材等に対し、事件の統計数字を提供するに当たっては、報道機関等の種別、取材等の趣旨及び意図、取材等の利用目的等を確認した上で、平成12年8月29日付け最高裁判所事務総局総務局長及び同事務総局広報課長連名の書簡並びに同日付け同事務総局総務局統計課長及び同事務総局広報課長連名の事務連絡によって行う。

ウ [REDACTED]に関する対応

広報担当者等は、報道機関等から [REDACTED] について取材等の要請があった場合、報道機関等の種別、取材等の趣旨及び意図、取材等の利用目的等を確認し、 [REDACTED] [REDACTED]

(3) 特別措置

ア 事務局長は、報道に関して必要がある場合、庁舎内（法廷を除く。）及び構内における取材等の方法、法廷内における取材等の方法、臨時の

司法記者室の設置，構内における取材用設備等の設置，資料（判決要旨等）の提供その他の事項について，具体的な措置を定める。

イ 事務局長は，アの措置を定めるに当たり，広報担当者等をして，高松司法記者クラブ幹事社（以下「幹事社」という。）から同クラブ加盟社の要望や意見等を聞かせることができる。

ウ 広報担当者等は，アの措置の内容について，書面を作成した上で，幹事社を通じて高松司法記者クラブ加盟社に交付するとともに，可能な範囲で同クラブ加盟社以外の報道機関等にも交付し，周知徹底する。

エ 広報担当者等は，アの措置の必要な事件について，報道機関等から資料（判決要旨等）の提供の申入れがあったときは，裁判部と協議して対応方針を決定する。

### 3 取材等に対する当直員の対応

当直員は，報道機関等から取材等の申入れがあった場合は，広報担当者等に連絡し，その指示に従う。

### 4 不当な取材又は誤報に対する事後措置

広報担当者等は，報道機関等の取材等が本要領，庁舎管理規程その他具体的事件において定められた措置等に反した場合又は誤報若しくは事実を反する報道がなされた場合には，事務局長の指示に基づいて，幹事社又は当該報道機関等の責任者に対し，抗議，訂正記事の掲載又は謝罪の表明を求める申入れ等の措置を執る。

## 第4 司法記者クラブ加盟社に対する便宜供与

広報担当者等は，事務局長の委任を受けた上で，報道機関等に対し，以下の司法行政上の便宜供与を行うことができる。

1 [REDACTED]

(1) [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(2) [REDACTED]

[REDACTED]

## 2 判決要旨等の交付

[REDACTED]

[REDACTED] 判決書の写し，判決要旨又は判決骨子を交付することができる。

## 3 傍聴券の交付

## 4 司法記者室の使用

高松高等・地方裁判所庁舎 1 階にある司法記者室の使用に当たっては，司法記者クラブに対し，次の取り決めに周知し，遵守させる。

### ア 利用時間を守ること

同室の使用については，原則，開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとし，それ以外の時間は，平成 28 年 2 月 24 日付け高松高等裁判所総務課，高松地方裁判所総務課及び高松家庭裁判所総務課の申合せ「司法記者室の鍵の管理について」に従い，同室を施錠する。

### イ 保管庫の施錠及び保管庫内の書類の管理を確実に行うこと

### ウ 貴重品の管理は各自で行うこと

### エ 整理整頓すること

## 第 5 カメラによる撮影

- 1 庁舎内（法廷を除く。）及び構内におけるカメラ（報道用のスチールカメラ又はビデオカメラのほか，携帯電話やスマートフォン等に付属のカメラを含む。）での撮影については，別紙の「カメラ撮影許可申請書」により申請

を行わせ、事務局長が許可した場合に限り、これを認める。

- 2 法廷内におけるカメラ撮影については、平成2年12月6日付け最高裁判所と日本新聞協会との合意文書「法廷内カメラ取材の標準的な運用基準」のほか、同年11月22日付け高松司法記者クラブ宛の連絡文書「法廷内における写真取材について」及び同年12月27日付け高松高等裁判所事務局長及び高松地方裁判所長連名の「法廷内写真取材実施細目」によるものとする。
- 3 空き法廷におけるカメラ撮影については、広報担当者等において事務局長の許可を得た上で、これを認める。

4

第6

#### 附 則

- 1 この要領は、平成28年10月28日から実施する。
- 2 平成11年7月1日付け高松高等裁判所長官名の「高松高等裁判所広報事務取扱要領」については、平成28年10月28日限り廃止する。

(別紙)

平成 年 月 日

この申請は、下記の条件を付して許可します。

高松高等裁判所事務局長 殿

許可しません。

申請者

記

(住所)

(電話)

(氏名)

印

カメラ撮影許可申請書

下記のとおりカメラ撮影を許可されたく申請します。

記

1 取材する事件名等

平成 年 月 日

(管理者)

2 カメラ撮影する場所

高松高等裁判所事務局長

3 カメラ撮影する日時 平成 年 月 日 時 分から

平成 年 月 日 時 分まで

4 使用する機材 スチールカメラ ビデオカメラ